

議案第49号

沼田市議会委員会条例の一部を改正する条例について

沼田市議会会議規則第13条第2項の規定により、首記議案を別紙のとおり提出します。

令和3年3月19日提出

沼田市議会議長 野村 洋 一 様

提出者 議会運営委員会 委員長 大島 崇 行

賛成者 同 副委員長 星 野 佐善太

同 委 員 中 村 浩 二

同 同 茂 木 清 七

同 同 井 上 弘

同 同 桑 原 敏 彦

同 同 大 東 宣 之

同 同 高 山 敏 也

## 沼田市議会委員会条例の一部を改正する条例

沼田市議会委員会条例（昭和31年条例第24号）の一部を次のように改正する。

第12条第1項中「に事故がある」を「が公務、疾病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由（以下「欠席事由」という。）のため出席できない」に改め、同条第2項中「にともに事故がある」を「がともに欠席事由のため出席できない」に改める。

第30条第1項中「押印」を「記名押印」に改める。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。